国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成２５年２月１３日
国土交通省九州地方整備局

九州ブロック建設業災害対応金融支援事業等説明会の開催について

国土交通省では、建設企業が災害時において使用される代表的な建設機械を購入する際の資金の調達金利を助成する「建設業災害対応金融支援事業」を実施する方向で調整を進めております。同事業の概要については添付資料及び下記ウェブサイトををご覧下さい。

同事業について、下記のとおり説明会を開催致します。

記

日　　時：平成２５年２月２８日(木) １４：００～１６：００
場　　所：第五博多偕成ビル　１０階第１・２会議室　（福岡市博多区博多駅東１－１８－２５）
　　※添付地図をご覧下さい。
募集人員：約１００人（お早めにお申し込みください）
対　　象：建設企業、建設業団体、重機メーカー、金融機関、都道府県等
申 込 先：九州地方整備局建政部　計画・建設産業課
　　別紙申込書をメールで送信願います。なお、メールでの送付が困難である場合は、ＦＡＸでの送信も可です。
　　メール送信先　　matsugu-k8910@qsr.mlit.go.jp
　　FAX 送信先　　０９２－４７６－３５１１
申込用紙：こちらをクリック
　　※入力されたエクセルファイルを添付して上記送信先へ申込ください。
申込締切：平成２５年２月２６日（火）
参 加 料：無料
内　　容：１．建設業災害対応金融支援事業に関する説明　　（１４：００～１４：４０）
　　２．アドバイザリー事業に関する説明　　（１４：５０～１５：３０）
　　３．その他の建設産業関連施策に関する説明　　（１５：３０～１６：００）
同事業のｳｪﾌﾞｻｲﾄ　：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000011.html

本説明会は、平成２４年度補正予算の成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、平成２４年度補正予算成立前に同事業の周知を行うものです。
したがって、平成２４年度補正予算の国会における成立が前提であり、事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

＜問い合わせ先＞
九州地方整備局　ＴＥＬ　０９２－４７１－６３３１（代表）
建政部　計画・建設産業課長　矢口　雅之（内線６１２１）
計画・建設産業課長補佐　大園　一光（内線６１４２）

【第五博多偕成ビル　アクセス】

・ＪＲ博多駅筑紫口より　　徒歩　約５分
・福岡市営地下鉄博多駅　筑紫口６番出口より　　徒歩　約５分

※本会に係る専用の駐車場はご用意しておりませんので、近隣の駐車場を利用されるか、公共交通機関でのご来場をお願いします。

建設業災害対応金融支援事業について

平成24年度補正予算　10．5億円

（背景）

○　建設産業は、住宅・社会資本の整備を通じて経済社会の発展に貢献している。特に、災害時における応急復旧活動など地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。

○　一方、建設投資の減少等による受注競争の激化等により、これまで建設機械を保有していた建設企業が建設工事の施工時のみリースする動きが進んできており、このままでは災害時における応急復旧活動を円滑に行うことが困難となることが懸念される。

（事業概要）

○　地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする建設企業の取組を支援。

○　具体的には、

①国又は地方公共団体と災害協定を締結している地域の建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）

②国又は地方公共団体と直接災害協定を締結している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む。）

が災害協定で定められている活動をする際に使用する建設機械（※）を購入する際の資金の調達金利を助成（**初年度1年分。2／3補助。上限4%**）

※対象となる建設機械：建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル（地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械として、経営事項審査の審査対象としている3建設機械に限定。）

○　なお、東日本大震災により建設機械を滅失し、かつ、国又は地方公共団体と災害協定を締結している建設企業に対しては、上記の建設機械に限定せず（建設機械抵当法上の建設機械）、購入に係る調達金利を助成（**初年度1年分。2／3補助。上限4%**）

【災害対応を円滑に実施するための取組を行う地域の建設企業への支援制度　概要】

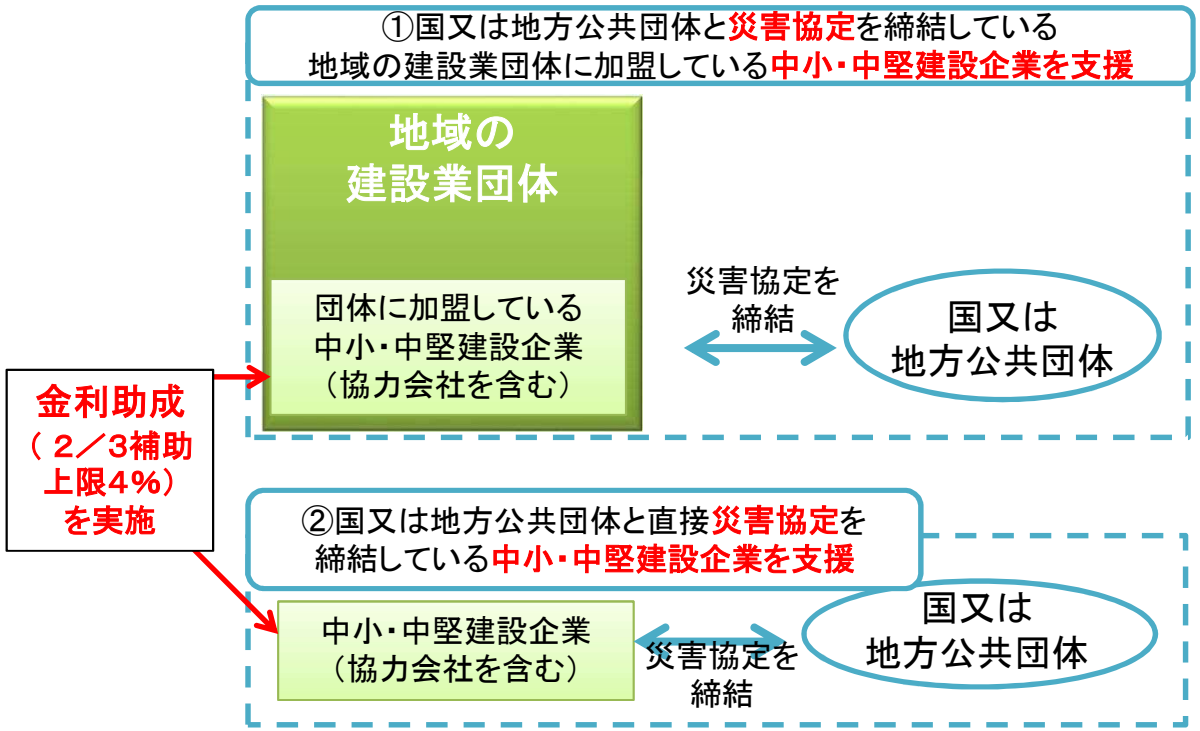

（参考）東日本大震災における災害対応の例

（岩手県の例）

（宮城県の例）